

独立行政法人さけ・ます資源管理センター業務方法書

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 ふ化及び放流等

第1節 さけ類及びます類のふ化及び放流（第3条～第8条）

第2節 さけ類及びます類のふ化及び放流に関する調査及び研究、講習並びに指導（第9条～第23条）

第3章 業務委託の基準（第24条～第31条）

第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項（第32条～第33条）

第5章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項及び独立行政法人さけ・ます資源管理センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成13年農林水産省令第40号）第1条の規定に基づき、独立行政法人さけ・ます資源管理センター（以下「センター」という。）の行う業務の方法について基本的な事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 センターは、さけ類及びます類のふ化及び放流等を行うことにより、さけ類及びます類の適切な資源管理に資するものとする。

2 センターは、その行う業務の公共的な重要性にかんがみ、国の施策に順応し、関係機関と緊密な連絡を保ち、その業務を効率的かつ効果的に運営するものとする。

第2章 ふ化及び放流等

第1節 さけ類及びます類のふ化放流

（さけ類及びます類のふ化及び放流）

第3条 センターは、次の各号に掲げるさけ類及びます類のふ化及び放流を行うものとする。

（1）水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第20条第1項に規定する人工ふ化放流に関する計画に定められたさけ及びます

（2）前号に規定するもののほか、独立行政法人さけ・ます資源管理センター法（平成11年法律第190号。以下「センター法」という。）第3条の目的を達成するために必要と認められるさけ類及びます類

（情報収集）

第4条 センターは、前条の業務の効率的かつ効果的な実施に資するため、国内及び国外の情報又は文献その他の資料を収集するとともに、研究集会への参加、現地調査等を行うものとする。

（情報提供）

第5条 センターは、第3条の業務に関し、次の各号に掲げる方法により、国内及び国外

の関係行政機関、試験研究機関等に情報の提供を行うものとする。

- (1) 出版物、業務成果に関する報告書、資料等を作成し、これを提供すること。
- (2) 業務の成果に関する会議等を開催すること。
- (3) インターネット上のホームページの活用を図ること。
- (4) その他事例に応じて最も適当と認める方法を実施すること。

(対価の徴収)

第6条 センターは、前条各号に掲げる情報提供を行うときは、適正な対価を徴収することができる。

(施設及び設備の貸付)

第7条 センターは、依頼により、センターの業務の遂行に支障のない範囲内において、センターの施設及び設備(以下「施設等」という。)をセンター以外の者に貸し付けることができる。

- 2 施設等の選定に当たっては、その機能及びその社会経済上の重要性等を勘案するものとする。
- 3 複数の者が時期を同じくして同一の施設等を借り受けようとする場合においては、その使用目的、業務の緊急性、公共性等を勘案して貸付先を決定するものとする。

(貸付契約)

第8条 センターは、前条の規定により施設等の貸付けを行おうとするときは、次の各号に掲げる事項を含む貸付契約書を作成し、借受人と貸付契約を締結するものとする。

- (1) 施設等の使用目的及び内容に関する事項
- (2) 施設等を使用する場所及び方法に関する事項
- (3) 貸付契約の期間及びその解除に関する事項
- (4) 施設等の使用結果の報告に関する事項
- (5) 貸付けに係る費用の額並びに納入の時期及び方法に関する事項
- (6) その他必要な事項

第2節 さけ類及びます類のふ化及び放流に関する調査及び研究、講習並びに指導
(調査研究)

第9条 センターは、さけ類及びます類のふ化及び放流に関する調査及び研究(以下この節において「調査研究」という。)を行うものとする。

- 2 センターは、センター法第3条の目的を達成するため、依頼を受けて調査研究を行うことができる。
- 3 センターは、センター法第3条の目的を達成するため、センター以外の者と共同で調査研究を行うことができる。

(受託研究の依頼)

第10条 前条第2項の調査研究(以下「受託研究」という。)を依頼しようとする者(以下「委託者」という。)は、依頼書をセンターに提出し、受託研究の依頼を行うものとする。

(受託研究の受理の可否)

第11条 前条の依頼があったときは、センターは遅滞なく自ら行う業務を勘案して、当該依頼に応じるか否かを決定し、委託者にその旨を通知するものとする。

(受託研究契約の締結)

第12条 センターは、受託研究を実施しようとするときは、当該委託者と受託研究に関する契約を締結するものとする。

- 2 センターは、受託研究に関する契約を締結しようとするときは、受託研究契約書にお

いて、次の事項を定めるものとする。

- (1) 受託研究の課題
- (2) 受託研究の目的及び概要
- (3) 受託研究を実施する場所
- (4) 受託研究の開始及び完了時期
- (5) 受託研究の受託費の額並びに支払の時期及び方法
- (6) 受託研究の遂行が困難になったときの措置
- (7) センターが受託費によって製造し、取得し、又は効用を増加させた物件の受託業務の完了後の帰属
- (8) 受託研究の結果生ずべき特許権、実用新案権、著作権その他の無体財産権の帰属
- (9) 受託研究の成果の取扱いの方法
- (10) その他必要な事項

(受託費)

第13条 受託研究に係る受託費の額は、原則として、当該受託研究の実施に要する経費の額とする。

2 委託者は、原則として、受託研究開始の前に、受託研究契約書に定める経費の概算額を納入するものとする。

3 前項の概算額は、センターが発行する請求書により、センターが指定する銀行口座へ振込むものとする。

(受託研究の中止等)

第14条 センターは、センターの業務に支障があるため又は天災その他やむを得ない事由があるため、受託研究の継続が困難となったときは、当該受託研究を中止又は変更することができる。この場合は、センターは、遅滞なく、委託者にその旨を通知するものとする。

(実施結果の報告)

第15条 センターは、受託研究を終了し、又は中止したときは、遅滞なくその結果を記載した報告書を委託者に提出するものとする。

2 センターは、受託研究を終了したときは、委託者の同意を得てその成果を公表することができる。

(共同研究契約の締結)

第16条 センターは、第9条第3項の調査研究(以下「共同研究」という。)を実施しようとするときは、当該共同研究を行おうとする者(以下「共同研究者」という。)と共同研究に関する契約を締結するものとする。

2 センターは、共同研究に関する契約を締結しようとするときは、共同研究契約書において、次の事項を定めるものとする。

- (1) 共同研究の課題
- (2) 共同研究の目的及び概要
- (3) 共同研究を実施する場所
- (4) 共同研究の開始及び完了時期
- (5) 共同研究の分担及び管理
- (6) 共同研究の遂行が困難となったときの措置
- (7) 共同研究によって製造し、取得し、又は効用を増加させた物件の共同研究の完了後の帰属
- (8) 共同研究の結果生ずべき特許権、実用新案権、著作権その他の無体財産権の帰属
- (9) 共同研究の成果の取扱いの方法

(10) その他必要な事項

(共同研究の中止)

第17条 センター及び共同研究者は、天災その他やむを得ない理由があるため共同研究の継続が困難となったときは、協議の上、当該共同研究を中止することができる。

(成果の公表等)

第18条 共同研究者は、共同研究の実施期間中において、成果をセンター以外の者に知らせようとするときは、共同研究契約書において別段の定めをした場合を除き、あらかじめセンターと協議しなければならない。

2 センターは、共同研究の実施期間中において、成果を共同研究者以外の者に知らせようとするときは、共同研究契約書において別段の定めをした場合を除き、あらかじめ共同研究者と協議しなければならない。

第19条 センターは、共同研究の終了後成果を公表することとする。ただし、共同研究者が業務上の支障があるため、センターに対し成果を公表しないよう申し入れたときは、センターは、共同研究者の利害に関係ある事項についてその成果を公表しないことができる。

2 共同研究者は、共同研究の終了後成果を公表しようとするときは、共同研究契約書において別段の定めをした場合を除き、あらかじめセンターと協議しなければならない。

(講習及び指導)

第20条 センターは、次の各号に掲げる方法により、さけ類及びます類のふ化及び放流に関する講習及び指導を行うものとする。

(1) 講習会及び研修会を開催すること。

(2) 資料等を作成し、これを提供すること。

(3) 技術指導及び養成を行うこと。

(4) その他事例に応じて最も適当と認める方法を実施すること。

(情報収集)

第21条 センターは、第9条及び前条の業務の効率的かつ効果的な実施に資するため、国内及び国外の情報又は文献その他の資料を収集するとともに、研究集会への参加、現地調査を行うものとする。

(業務成果の普及及び情報提供)

第22条 センターは、第9条及び第20条の業務に関し、次の各号に掲げる方法により、業務成果の普及及び情報提供を行うものとする。

(1) 出版物、業務成果に関する報告書、資料等を作成し、これを提供すること。

(2) 業務の成果に関する会議等を開催すること。

(3) インターネット上のホームページの活用を図ること。

(4) 業務の成果として取得した特許権、実用新案権又は意匠権等を実施させること。

(5) その他事例に応じて最も適当と認める方法を実施すること。

(対価の徴収)

第23条 センターは、前条各号に掲げる業務成果の普及又は情報提供を行うときは、適正な対価を徴収することができる。

第3章 業務委託の基準

(委託業務契約の締結)

第24条 センターは、その業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、第9条に規定する業務の一部を委託することができる。

2 センターは、センター以外の者に委託して第9条の業務(以下「委託業務」とい

う。)を行わせることが必要であり、かつ、委託業務を受託する者(以下「受託者」という。)が当該委託業務を行うために十分な技術的能力及び経理的基礎を有すると認めるときは、当該受託者に委託事業実施要領を提示し、諾否を求めるものとする。

3 センターは、受託者から受託する旨の回答があったときは、受託者と委託業務に関する契約(以下「委託業務契約」という。)を締結するものとする。

4 センターは、委託業務契約を締結するに当たって必要と認める場合には、受託者から定款、決算報告書等の提出を求めることができる。

(委託業務契約書)

第25条 センターは、前条の委託業務契約を締結しようとするときは、委託業務契約書において、次の事項を定めるものとする。

(1) 委託業務の課題

(2) 委託業務の目的及び概要

(3) 委託業務を実施する場所

(4) 委託業務の開始及び完了の時期

(5) 委託業務の委託費の額並びに支払の時期及び方法

(6) 委託業務の遂行が困難となったときの措置

(7) 受託者が委託費によって製造し、取得し、又は効用を増加させた物件の委託業務の完了後の帰属

(8) 委託業務の結果生ずべき特許権、実用新案権、著作権その他の無体財産権の帰属

(9) 委託業務の成果の取扱いの方法

(10) その他必要な事項

(委託費)

第26条 委託費の額は、当該委託業務の実施に要する経費の額とする。

2 委託費の支払いは、委託業務が終了し、その額が確定した後に行うものとする。ただし、受託者からの請求に応じ当該委託費の限度額を超えない範囲内の額を概算払することができるものとする。

(再委託)

第27条 受託者は、当該委託業務について、センターがその一部について必要と認めてあらかじめ承諾した場合を除き、他の第三者に再委託してはならない。

(委託業務の中止等)

第28条 受託者は、天災地変その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、センターと協議の上、当該委託業務を中止、廃止又は一部変更することができる。

(実施結果の報告)

第29条 受託者は、委託業務が終了(中止又は廃止を含む。)したときは、委託業務の結果を記載した委託業務実績報告書をセンターに提出しなければならない。

(成果の公表等)

第30条 センター及び受託者は、委託業務の実施期間中において、成果を相手方以外の者に知らせようとするときは、委託業務契約書において別段の定めをした場合を除き、あらかじめ相手方と協議しなければならない。

第31条 センターは、委託業務の終了後成果を公表するに当たって、受託者が業務上の支障があるため、センターに対し成果を公表しないよう申し入れたときは、センターは受託者の利害に関係ある事項についてその成果を公表しないことができる。

2 受託者は、委託業務の終了後成果を公表しようとするときは、委託業務契約書において別段の定めをした場合を除き、あらかじめセンターと協議しなければならない。

第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(契約の方法)

第32条 センターにおける売買、賃貸、請負その他の契約は、すべて一般競争契約の方法によるものとし、当該契約の目的に従い、最高又は最低の価格による入札者と締結するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、指名競争契約又は随意契約に付することができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的から一般競争に付することが適しないとき又は一般競争に付し得ないとき。
- (2) 災害その他緊急を要する場合で、一般競争に付し得ないとき。
- (3) 契約に係る予定価格が少額であるとき。
- (4) その他、一般競争に付することが不利と認められるとき。

(政府調達に関する協定に係る物品等の契約手続き)

第33条 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)に係る物品等の調達手続きについては、同協定の規定に即してこれを行うものとする。

第5章 雑則

(委任)

第34条 センターは、この業務方法書に定めるもののほか、その業務運営に関し必要な事項について、細則を定めるものとする。

附則

この業務方法書は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。